

環 備 - 1 4 8
令和 3 年 5 月 1 8 日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について (依頼)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、緊急事態措置を実施すべき区域に、5月16日から5月31日までを期間として北海道、岡山県及び広島県が追加されるとともに、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、5月16日から6月13日までを期間として群馬県、石川県及び熊本県が追加されております。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針も別添のとおり変更されております。

こうした状況にあっても、廃棄物処理は、県民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラでありますので、基本的な感染対策の徹底について、貴会員に対し十分に周知して下さるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について
(令和3年5月14日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更
- ・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和3年5月14日変更)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和3年5月14日) (新旧対照表)
- ・令和3年4月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について (令和3年4月26日環境省廃棄物規制課)

【担当】

秋田県生活環境部
環境整備課 廃棄物対策班 田村
電 話 : 018-860-1624
F A X : 018-860-3835
E-mail : recycle@pref.akita.lg.jp

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域が追加されたことを踏まえ、変更された基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知徹底をお願いするものです。

事務連絡

令和3年5月14日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、緊急事態措置を実施すべき区域に、北海道、岡山県及び広島県を追加するとともに（期間：5/16－5/31）、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に群馬県、石川県、及び熊本県を追加しました（期間：5/16－6/13）。また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）を変更しました。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

- （別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更
- （別紙2）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
- （別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和2年3月28日（令和3年5月14日変更）
- （別紙4）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更案（新旧対照表）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者：八重樫、多田、阪本、坂本、清水、山口、岩熊、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

satoshi.tada.n4w@cas.go.jp

ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp

koji.sakamoto.r3p@cas.go.jp

satoshi.tada.n4w@cas.go.jp

aki.shimizu.r5a@cas.go.jp

hiroказu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp